

公 示

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱について

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第36条の規定に基づく貨物軽自動車運送事業の経営等に関する届出については、貨物自動車運送事業の適正な運営を確保するとともに、輸送秩序を確立するため、下記のとおり具体的な基準を掲げ、これにより受理することとしたので公示する。

平成18年8月30日

神戸運輸監理部長 石丸 周象



記

1. 自動車の数

各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。

2. 事業用自動車（二輪の自動車を除く。）

- (1) 届出に係る軽自動車の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。（原則として乗車定員は2名以下とする。）
- (2) 屋上灯等の付属装置については、旅客自動車運送事業用自動車の表示と類似する、若しくはこれと紛らわしい表示がされていないものとする。
- (3) 使用する自動車には、旅客自動車運送事業用自動車の運賃メーター器等と類似するようなものを装着しないものとする。

3. 自動車車庫

- (1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離からの距離が2キロメートルを超えないこと。
- (2) 計画車両すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。

(4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。

都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。

4. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

5. 運行管理体制

事業の適正な運営のため必要な管理体制が整っていること。

6. 運賃料金

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき、運賃料金設定（変更）届出書を提出すること。なお、当該届出書については貨物軽自動車運送事業経営届と同時に提出しても差し支えない

7. 運送約款

国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することとし、約款の添付は不要とする。

8. 届出事項の変更については、この公示に準じて取扱う。

9. その他

貨物軽自動車運送事業の経営（変更）届出書、添付書類等については、別途定める様式とする。

(附 則)

1. この公示は、平成18年8月30日から適用する。

2. 「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱について」（平成15年4月1日付け神兵輸第598号）の公示は、平成18年8月29日をもって廃止する。